

簡易経営診断受診促進事業助成金交付要綱

全国個室ユニット型施設推進協議会

(目 的)

第 1 条 この事業は、独立行政法人福祉医療機構の簡易経営診断を各会員が受診することを促進させ、各会員施設・法人が経営指標に基づいた分析を参考とし事業計画作成に役立ててもらふことを目的として助成するものである。

(方 法)

第 2 条 独立行政法人福祉医療機構に受診申込を行ったと同時に別に定める助成金申請を当協議会に併せて行う。

- 2 助成金の交付については、簡易経営診断における診断書及び事業報告書（福祉医療機構様式）を全国個室ユニット型施設推進協議会に提出頂いた施設について助成金の交付を決定する。

(金 額)

第 3 条 助成金の金額は以下のとおりとする。

受診料の半額

- 2 診断結果と施設状況票の写しを事務局に提出した施設に対し、翌年の会費請求額より助成金を控除した金額を請求する。

(活用方法)

第 4 条 各会員施設等より提出された診断書は、全国個室ユニット型施設推進協議会が集計し、会員が共通する課題を抽出するなど課題解決にむけた研修や取組に活用する。但し、個別データについては個人情報として管理し目的以外には活用しないものとする。

また、必要に応じて独立行政法人福祉医療機構と連携を行い、当該年度の研修等を開催するものとする。

(事業報告)

第 5 条 助成事業については、毎年度実施する事業報告によって報告する。

(交付要綱の改正)

第 6 条 当交付要綱については、理事会において必要に応じて見直すことができる。